



宮崎労働局発表  
平成29年1月19日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部健康安全課  
課長 中村 朝樹  
地方労働衛生専門官 松澤 良  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8835

## ストレスチェック実施義務対象事業場のうち、 労働基準監督署へ実施結果を報告した事業場は3割強

～ストレスチェックの実施結果の状況について(平成29年1月6日現在)～

ストレスチェックの実施結果は、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(様式第6号の2:資料1参照)により、1年以内ごとに1回、定期的に、所轄の労働基準監督署に提出することが義務付けされていますが、1月6日までに報告があった事業場は約3割にとどまっています。

このため、1月中旬より、報告のない事業場に対して文書等による指導を実施します。

### 取りまとめの概要

実施義務対象事業場(県内の労働者数50人以上の995事業場)のうち、1月6日までに労働基準監督署へ実施結果を報告した事業場数は、321事業場(32.3%)です。

ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した321事業場の全労働者数は42,798人で、このうちストレスチェックを受検した労働者は、37,129人(86.8%)でした。

当該ストレスチェックを実施した者(実施者)は、労働基準監督署へ実施結果を報告した321事業場のうち179事業場(55.8%)で「事業場選任の産業医」となっています。

労働基準監督署へ実施結果を報告した321事業場のうち、面接指導を実施した事業場は76事業場(23.7%)でした。

当該面接指導を実施した医師は、64事業場(84.2%)で「事業場選任の産業医」となっています。

平成 26 年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正公布され、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度が創設されました。

労働者数 50 人以上の事業場では、平成 27 年 12 月 1 日から、毎年 1 回、労働者に対してストレスチェックを実施すること等が事業者には義務付けられ、平成 28 年 11 月 30 日までに、労働者に対して 1 回目のストレスチェックを実施することとされていました。

今般、宮崎労働局（局長 元木 賀子（もとき よしこ））は、ストレスチェック等の実施結果の状況を把握するため、義務化施行後から約 1 年経過し、労働者に対して 1 回目のストレスチェックを実施する期限（平成 28 年 11 月 30 日）から 1 か月が過ぎたため、この度、県内の規模 50 人以上事業場の実施結果状況を取りまとめたところです。

### 取りまとめ結果

#### 1 ストレスチェック実施義務対象事業場について

労働者数 50 人以上の事業場数：995 事業場。

#### 2 労働基準監督署への報告事業場数について

1 月 6 日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した事業場数：321 事業場（報告率：約 3 割）

局内の 4 つの労働基準監督署別の報告状況は、以下のとおり。

各労基署別	対象事業場数 (労働者数50人以上 の事業場)	1月6日までに、ス トレスチェック等の実 施結果を所轄の労基 署へ結果報告済み 事業場数	労基署への 報告率(%)
宮崎	511	145	28.4
延岡	186	101	54.3
都城	251	65	25.9
日南	47	10	21.3
<b>局内合計</b>	<b>995</b>	<b>321</b>	<b>32.3</b>

### 3 業種別の報告状況について

1月6日までの報告では、建設業、製造業、金融・広告業、保健衛生業の順に報告率が高くなっている。

業種別	対象事業場数 (労働者数50以上の事業場)	1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ結果報告済み事業場数	労基署への報告率(%)
製造業	251	106	42.2
建設業	8	4	50.0
運輸交通業	80	23	28.8
農林業	2	0	0
畜産・水産業	6	1	16.7
商業	137	33	24.1
金融・広告業	30	11	36.7
通信業	14	3	21.4
教育・研究業	34	10	29.4
保健衛生業	240	87	36.3
接客娯楽業	37	7	18.9
清掃・と畜業	27	6	22.2
その他	129	30	23.3
<b>局内合計</b>	<b>995</b>	<b>321</b>	<b>32.3</b>

### 4 ストレスチェック(検査)を受けた労働者の割合

1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した321事業場の全労働者数は42,798人で、このうちストレスチェックを受検した労働者は、37,129人(86.8%)であった。

1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ報告した321事業場の全労働者数	<b>42,798</b>
上記のうちストレスチェックを受検した労働者数	<b>37,129</b>
受検者割合(%)	<b>86.8</b>

5 ストレスチェックの実施者(検査を実施した者)について

「事業場選任の産業医」を実施者とした事業場が5割を超えている。

ストレスチェックの実施者	1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ報告した321事業場の内訳	割合 (%)
1 事業場選任の産業医	179	55.8
2 事業場所属の医師(1以外の医師)、保健師、看護師又は精神保健福祉士	61	19.0
3 外部委託先の医師、保健師、看護師等	81	25.2

6 面接指導を実施した事業場の割合

1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した321事業場のうち、面接指導を実施した事業場は76事業場(23.7%)にとどまっている。

なお、面接指導の実施は、「高ストレス者と判定され、実施者から面接指導を受ける必要があると認められ、申出を行った場合」であり、高ストレス者に対して全て実施するものではない。

1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ報告した事業場数	321
321事業場のうち面接指導を実施した事業場数(%)	76 (23.7%)
321事業場のうち面接指導を実施しなかった事業場数(%)	245 (76.3%)

## 7 面接指導を実施した事業場の割合(業種別)

1月6日までの報告では、畜産・水産業、通信業、製造業、保健衛生業の順に面接指導実施率が高くなっている。

業種別	1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ結果報告済み事業場数	左のうち、面接指導を実施した事業場数	面接指導実施率(%)
製造業	106	30	28.3
建設業	4	0	0
運輸交通業	23	2	8.7
農林業	0	0	0
畜産・水産業	1	1	100.0
商業	33	2	6.1
金融・広告業	11	2	18.2
通信業	3	2	66.7
教育・研究業	10	2	20.0
保健衛生業	87	22	25.3
接客娯楽業	7	1	14.3
清掃・と畜業	6	0	0
その他	30	12	40.0
<b>局内合計</b>	<b>321</b>	<b>76</b>	<b>23.7</b>

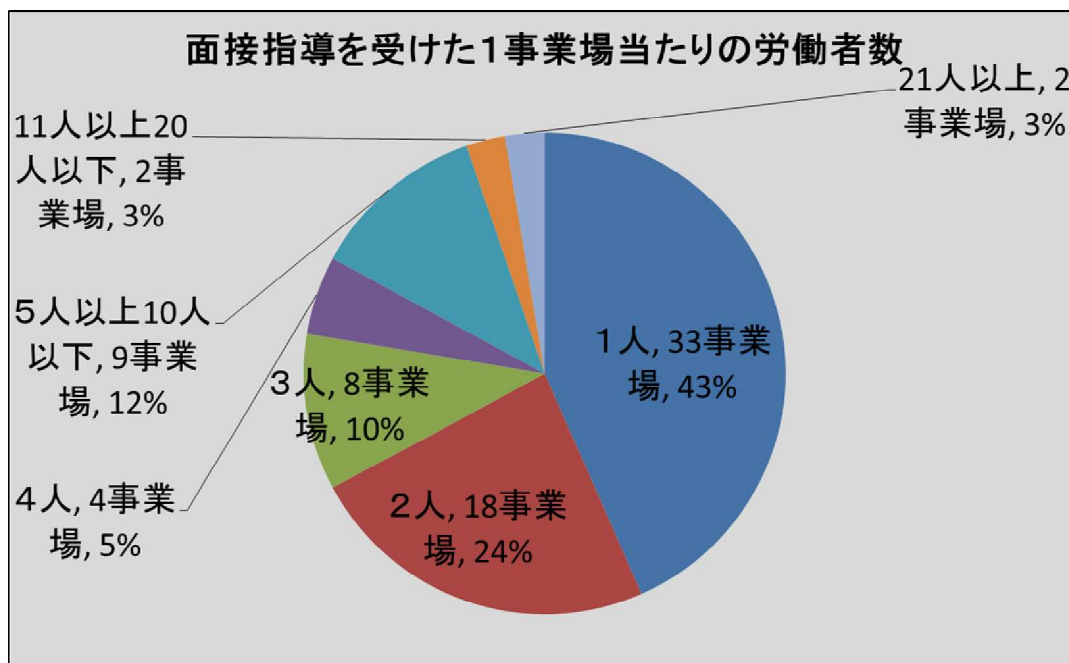
## 8 面接指導を実施した医師について

「事業場選任の産業医」を実施者とした事業場が8割を超えている。

面接指導を実施した医師	1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ報告した321事業場のうち、面接指導を実施した76事業場の内訳	面接指導実施事業場76事業場における割合(%)
1 事業場選任の産業医	64	84.2
2 事業場所属の医師(1以外の医師)	6	7.9
3 外部委託先の医師	6	7.9

9 面接指導を受けた1事業場当たりの労働者数について

面接指導を受けた人数が1人～3人までの事業場が全体の4分の3を占めている。



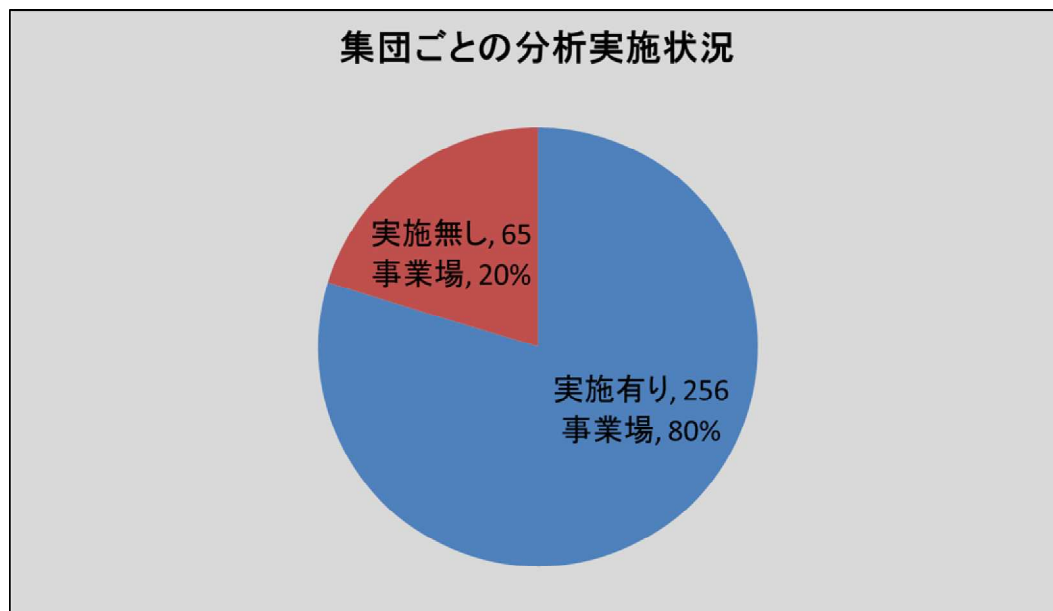
10 面接指導を受けた労働者の割合

1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労働基準監督署へ報告した321事業場において、面接指導を受けた労働者は290人で、全ストレスチェック受検者37,129人の0.78%であった。

1月6日までに、ストレスチェック等の実施結果を所轄の労基署へ報告した321事業場の全労働者数	<b>42,798</b>
上記全労働者のうちストレスチェックを受検した全労働者数	<b>37,129</b>
上記ストレスチェック受検者のうち面接指導を受けた労働者数(%)	<b>290 (0.78%)</b>

#### 11 集団ごとの分析の実施の有無について

労働安全衛生法の改正において努力義務とされている、職場環境の改善に繋げるための集団ごとの集計・分析については、実施した事業場の割合が80.0%（256事業場）であった。



#### 12 宮崎産業保健総合支援センターの活用について

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策（ストレスチェック制度を含む）についての総合支援窓口として、精神科医やカウンセラー等の専門家による相談対応、メンタルヘルス対策に関する情報の提供等を無料で行っています。

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター  
住所：宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命ビル6階  
電話：0985 - 62 - 2511

〔添付書類〕

資料1 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書  
(様式第6号の2)

資料2 精神障害の労災補償状況

資料3 全国と宮崎県の自殺者数・自殺死亡率の推移

資料4 ストレスチェック制度等厚労省版リーフレット

資料5 ストレスチェック制度簡単導入マニュアル

資料6 宮崎産業保健総合支援センター事業案内